

統計調査員とは？

総務大臣等又は都道府県知事から任命される非常勤の公務員として、国勢調査などの統計調査に従事頂く方です。具体的には、調査対象である世帯や事業所などに、調査票を配布するとともに、調査票に正しく記入していただけるよう、統計調査の趣旨や内容などについて説明を行うとともに、記入された調査票の回収・点検、関係書類の整理などを行って頂きます。



豊橋市では

「統計調査員」を 募集してまいります。

応募資格

- ・20歳以上で健康な方
- ・守秘義務を順守し、責任を持って調査できる方
- ・調査で知りえた情報を守ることができる方
- ・選挙、税務・警察の関係者でない方
- ・暴力団員でなく、暴力団員と密接な関係を有していない方

申込方法

豊橋市行政課までメール又はお電話でご連絡ください。（下記申込先参照）
手続きについてご案内させていただきます。（業務の説明と簡単な面接を実施します。併せて、登録用紙の記入をさせていただきます。）

調査員登録をしていただいた方へ調査活動を依頼させていただきます。

活動内容

あらかじめ登録して頂いた方に、統計調査が実施される際に市から調査活動を依頼します。
説明会や書類提出で市役所まで来て頂くタイミングを除き、比較的自由に調査活動を進めることができます。



※一例です

報酬

3万円～7万円程度※調査により異なります。

実例：令和5年住宅・土地統計調査での報酬額約7.2万円
（標準的な3調査区を担当した場合：想定作業時間65時間）